⑹　落札者の決定方法　業務を履行できると日本年金機構が判断した書類及び入札書を提出した入札参加者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Deputy of President : Nobuhiro Shinohara, Procurement Management Department, Japan Pension Service

⑵　Classification of the services to be procured : 6, 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Printing and preparation to mail the debt approval (approximately 458,000)

⑷　Performance period : From date of contract through 31 July, 2027

⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③　Have the Grade A or Grade B in "Service", "Manufacturing", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2022, 2023, 2024

④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥　Prove to have no false statement in tendering documents

⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺　Time-limit for Tender : 6 : 00 PM, 8 April, 2025

⑻　Contact point for the notice : Aoi Ikemoto, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaidonishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和７年２月14日

国立大学法人長崎大学長　永安　　武

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　42

1　掲載日　令和６年12月23日付（号外政府調達第240号）

2　訂正内容　109ページ２段目掲載の入札公告第29号「図書館業務用電子計算機システム　一式」について、３⑶中「令和７年２月14日」を「令和７年４月７日」に、３⑷中「令和７年３月17日」を「令和７年４月16日」に、５⑺中「14 February」を「7 April」にそれぞれ訂正します。

入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札に付します。

令和７年２月14日

支出負担行為担当官

国土地理院長　山本　悟司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（留萌地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（石狩後志地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

③　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（後志胆振地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、航空レーザ計測を実施するとともに、「１ｍメッシュ標高」の管理用データファイル作成及び「三次元点群データ」を作成するものである。

⑷　履行期限

①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（留萌地区）　令和８年１月26日

②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（石狩後志地区）　令和８年１月22日

③　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（後志胆振地区）　令和８年１月19日

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、品質確保の観点から技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

本公示に記載の業務は、３件の業務を一括して審査を行う試行業務（参加を希望する全ての業務に同一の配置予定技術者で参加する）である。

⑹　本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、当初より電子入札システムにより難い場合は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムにより難い場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業（共同企業体を含む）又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であって、③に掲げる要件を満たしている者であること。

①　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　「令和７・８年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定について、定期受付として申請を行い、受理されている者であること。なお、令和７年４月１日時点において、当該申請に対して認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

ウ　測量法（昭和24年法律第188号。以下「測量法」という。）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

エ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。